三十一　介護保険法施行規則第七十一条第一項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
三十二　介護保険法施行規則第七十五条第一項又は第二項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
三十三　介護保険法施行規則第七十七条第一項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による被保険者証の記載
三十四　介護保険法施行規則第八十三条の四第一項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
三十五　介護保険法施行規則第八十三条の四の四第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第五項の規定による証明書の交付又は同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知
三十六　介護保険法施行規則第八十三条の六第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第四項の規定による認定証の交付、同条第五項の規定により返還される認定証の受領、同条第六項において準用する同令第二十八条第二項の規定による認定証の提出の求め及び受領、同令第八十三条の六第六項において準用する同令第二十八条第三項の規定による認定証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第八十三条の六第七項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは認定証の交付又は同条第九項の規定により返還される認定証の受領
三十七　介護保険法施行規則第八十三条の八第二項（同令第九十七条の四又は第百七十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
三十八　介護保険法施行規則第八十三条の九第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
三十九　介護保険法施行規則第九十条第一項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
四十　介護保険法施行規則第九十四条第一項又は第二項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
四十一　介護保険法施行規則第九十五条の二第一項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査又は同条第二項の規定による被保険者証の記載
四十二　介護保険法施行規則第九十七条の二第一項の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
四十三　介護保険法施行規則第九十七条の二の二において準用する同令第八十三条の四の四第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第九十七条の二の二において準用する同令第八十三条の四の四第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第五項の規定による証明書の交付又は同令第九十七条の二の二において準用する同令第八十三条の四の四第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知
四十四　介護保険法施行規則第九十七条の四の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第九十七条の四の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第四項の規定による認定証の交付、同令第九十七条の四の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第五項の規定により返還される認定証の受領、同令第九十七条の四において準用する同令第八十三条の六第六項において準用する同令第二十八条第二項の規定による認定証の提出の求め及び受領、同令第九十七条の四において準用する同令第二十八条第三項の規定による認定証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第九十七条の四の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第七項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは認定証の交付又は同条第九項の規定により返還される認定証の受領
四十五　介護保険法施行規則第百七十一条第一項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
四十六　介護保険法施行規則第百七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同令第百七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第四項の規定による認定証の交付、同令第百七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第五項の規定により返還される認定証の受領、同令第百七十二条の二において準用する同令第八十三条の六第六項において準用する同令第二十八条第二項の規定による認定証の提出の求め及び受領、同令第百七十二条の二において準用する同令第八十三条の六第六項において準用する同令第二十八条第三項の規定による認定証の検認若しくは更新若しくは交付、同令第百七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第七項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは認定証の交付又は同令第百七十二条の二の規定により読み替えて準用する同令第八十三条の六第九項の規定により返還される認定証の受領
四十七　介護保険法施行規則第百七条の規定による通知若しくは被保険者証の提出の求め及び受領又は介護保険法第六十八条第一項の規定による記載（記載の決定を除く。）
四十八　介護保険法施行規則第百八条の規定による記載の消除（記載の消除の決定を除く。）
四十九　介護保険法第六十九条第一項の規定による記載（記載の決定を除く。）又は同条第二項の規定による記載の消除（記載の消除の決定を除く。）
五十　介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務
五十一　介護保険法施行規則附則第三十三条の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
五十二　介護保険法施行規則附則第三十五条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による通知
五十三　介護保険法施行規則附則第三十六条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査、同条第三項若しくは第五項の規定による証明書の交付又は同条第四項の規定による通知
五十四　介護保険法施行規則附則第三十八条の規定による申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
五十五　介護保険法施行規則附則第四十条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は同条第四項の規定による通知
五十六　介護保険法施行規則附則第四十一条第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査、同条第三項若しくは第五項の規定による証明書の交付又は同条第四項の規定による通知
（法別表第十七号の総務省令で定める事務）
第十七条　法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供
二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第九条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第二項において準用する同法第三条第五項の規定による通知